

お知らせ なんたん



第13号(3の1)平成18年7月28日発行

平成18年度南丹市職員採用試験の実施について

下記実施要項のとおり南丹市職員採用試験を実施します。

- 職種および採用予定人員 保育士 若干名
- 受験資格 昭和52年4月2日以降に生まれた人で、平成19年3月31日までに保育士の資格取得見込みの人または資格のある人
- ※上記にかかわらず次のいずれかに該当する人は、受験できません。
 - (1) 成年被後見人または被保佐人
 - (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
 - (3) 懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人 (参考) 地方公務員法第16条(抄)
- 試験日程 (1) 第1次試験 9月17日(日) 午前9時30分～
南丹市役所 2号庁舎3階301会議室にて
内容: 教養試験、専門試験
(2) 第2次試験 10月中旬(予定) 南丹市役所にて
内容: 第1次試験合格者に個別面接、作文
- 受験手続きおよび受付期間
総務財政課または各支所地域総務課に備え付けの受験申込書に必要事項を記入し、8月1日(火)～21日(月)の午前8時30分から午後5時までの間(土・日を除く)に次の書類を総務財政課へ直接持参して提出してください。
(提出書類)・受験申込書・履歴書(写真添付、自筆のもの)
 - ・最終学校卒業証明書または卒業見込書
 - ・成績証明書・健康診断書
 - ・保育士資格を有する人はこれを証明する書類(写し)
- 合格発表
 - (1) 第1次試験の合格発表
10月4日(水) 午前10時から午後6時まで南丹市役所玄関横に合格者の受験番号のみを掲示します。(電話等による可否の問い合わせには応じられませんので、各自でご確認ください) 第1次試験合格者には、第2次試験の日程を別途お知らせします。
 - (2) 最終合格発表
第2次試験の結果に基づいて合格者を決定の上、平成18年11月初旬、本人に可否を通知します。
 - (3) この試験の合格者は、「平成19年度南丹市職員採用候補者名簿」に登載し、平成19年4月1日以降必要に応じて採用します。この名簿は平成19年度末をもって失効します。(採用通知は別途送付します)
- 給与
南丹市職員の給与に関する条例等の規定に基づき、給料、手当を支給します。

◇問合せ先 総務財政課 職員係 TEL) 68-0002 FAX) 63-0653
Eメール) soumu@city.nantan.kyoto.jp

全国一斉「子どもの人権110番」強調週間

京都地方法務局および京都府人権擁護委員連合会では、いじめ・体罰・不登校・児童虐待など、子どもの人権にかかわる問題全般について、子どもの人権専門委員(人権擁護委員)が、無料・秘密厳守で専用電話による相談に応じます。

子どもさん本人からの相談もお待ちしております。

●相談期間 8月28日(月)～9月1日(金) 午前8時30分～午後6時30分
9月2日(土)・3日(日) 午前10時～午後5時

●電話番号 0570-070-110

なお、上記以外は、平日の午前8時30分～午後5時まで人権擁護委員または法務局職員が相談を受けています。(時間外は留守番電話で対応します)

◇問合せ先 市民課 市民環境係 TEL) 68-0005 FAX) 63-0653

南丹市臨時職員の登録申し込みについて

下記のとおり南丹市臨時職員の登録申し込みを受け付けます。

- 職種 (1) 一般事務職・・・高等学校卒業以上の学歴を有しているおおむね50歳までの人で、南丹市在住の人
(2) 保育士・・・短期大学卒業以上の学歴で保育士の資格を有しているおおむね45歳までの人で、南丹市在住の人
(3) 調理師・・・高等学校卒業以上の学歴で調理師の資格を有しているおおむね50歳までの人で、南丹市在住の人
- 賃金 京都府最低賃金に基づく、南丹市臨時職員の任用等に関する要綱による
- 勤務場所 南丹市役所本庁、各支所、各保育所等
- 勤務時間 毎週月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時15分
※ただし、保育士・調理師については勤務の事情により多少の変更があります。
- 受付期間 8月1日(火)～21日(月) ※ただし、土・日・休日(は除く) 午前8時30分～午後5時15分
- 提出書類
 - (1) 臨時職員登録申込書(総務財政課、各支所地域総務課にあります)
 - (2) 履歴書(市販、横書きのもの)
 - (3) 保育士、調理師については資格を証明する書類(写し)
※総務財政課または各支所地域総務課へ提出してください。
- その他
応募者は、臨時職員雇用予定者名簿に登録をし、必要に応じ雇用を行います。上記についての詳しいことや、(1)～(3)以外の職種を希望される場合等は総務財政課職員係までお問い合わせください。

◇問合せ先 総務財政課 職員係 TEL) 68-0002 FAX) 63-0653
Eメール) soumu@city.nantan.kyoto.jp

京都府心身障害者扶養共済制度をご存じですか

『心身障害者扶養共済制度』とは、障害のある方の保護者が、生存中に一定の掛け金を納める制度です。保護者が死亡・重度障害となった際、障害のある方へ終身一定額の年金が給付されます。障害のある方の生活の安定と福祉の向上を図り、将来に対し保護者の抱く不安を軽減すること等を目的としています。

- 障害のある方の範囲(年齢は問いません)
次のいずれかに該当し、将来独立自活することが困難であると認められる者
 - ①軽度以上の知的障害 ②身体障害者手帳1～3級を所持する者
 - ③精神または身体に永続的な障害があり、①または②と同程度の障害と認められる者(例えば、精神病、進行性筋萎縮症、自閉症、難病など)
- 加入できる保護者の要件
上記のいずれかに該当する障害のある方を現に扶養する保護者(父母、配偶者、兄弟、祖父母、その他の親族等)で、次の全ての要件を満たしている者。
 - ①南丹市内に住所があること。
 - ②加入時の年齢が65歳未満であること。(毎年4月1日現在の年齢)
 - ③現在、特別の疾病や障害がなく生命保険契約の対象となる健康状態であること。
- 年金の支給額(加入者が死亡または重度障害と認められた場合)
1口加入者: 月額2万円、2口加入者: 月額4万円
- 掛金月額
掛け金は、加入時の年齢により異なります。障害者1人につき、2口まで加入することができます。
- 手続き
 - ①加入等申込書、②住民票の写し(保護者および障害のある方の分)、③申込者(被保険者)告知書(保護者の健康状態を告知する書類)、④身体障害者手帳、療育手帳、年金証書等(心身障害者の障害種類・程度を証明する書類)などが必要となります。詳細については、下記までお問い合わせください。申請を行う前に、ご相談いただくことをおすすめします。

◇申請・問合せ先 各支所 健康福祉課 保健福祉係
TEL) 園部 68-0011 八木 68-0022
日吉 68-0032 美山 68-0041

◀ 八木支所各課・係への問合せ先について ▶

八木支所各問合せ先は、各課・係への直通番号を案内しており、八木町内から電話をかける場合は、市外局番「0771」をダイヤルの上、おかけください。なお、八木町内から八木支所「TEL 42-2300」に電話をしていただければ、本庁・支所の必要な部署へ転送をしますので、市内通話料金でお問い合わせいただくことができます。